資料3

別添資料

先行自治体の課税要件について（1／2）

	都道府県			市町村					
	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月～	平成29年1月～	令和2年4月～	平成30年10月～	平成31年4月～	令和元年11月～	令和2年4月～	令和2年4月～	令和5年4月～
課税客体	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為	次の宿泊施設への宿泊行為
	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所
		・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設
		・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設				・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設
課税標準	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人1泊または1部屋1泊あたりの宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金
納税義務者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者
	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所
		・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設
		・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設				・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設
申告期限	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付

先行自治体の課税要件について（2／2）

	都道府県			市町村					
	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税　率	①15,000円未満 ⇒100円 ②15,000円以上 ⇒200円	①15,000円未満 ⇒100円 ②15,000～ 20,000円未満 ⇒200円 ③20,000円以上 ⇒300円	200円	①20,000円未満 ⇒200円 ②20,000～ 50,000円未満 ⇒500円 ③50,000円以上 ⇒1,000円	①20,000円未満 ⇒200円 ②20,000円以上 ⇒500円	宿泊料金の2%	①20,000円未満 ⇒150円 ②20,000円以上 ⇒450円	150円	①10,000円未満 ⇒100円 ②10,000～ 20,000円未満 ⇒200円 ③20,000円以上 ⇒500円
免税点	10,000円	7,000円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
課税免除 （外交大使以外）	なし	なし ※万博開催期間中のみ修学旅行生等の取扱いを再度検討	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 その他部活動やスポーツ大会参加者である児童、生徒、引率者
見直し期間	5年ごと	5年ごと	施行後3年、その後5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと
特別徴収交付金交付額	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 1,000,000円	①すべて納期内に完納 ⇒納期内完納額の3.0% ②納期内に未納の月がある ⇒納期内完納額の2.5% ③加算額を伴う増額更生 ⇒納期内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0% （令和7年度以降は2.5%） 【交付上限額】 2,000,000円	納期内納入額の3.0% （令和6年度以降は2.5%） 【交付上限額】 2,000,000円	納期内納入額の3.0% （令和6年度以降は2.5%） ※令和5年度までは1月毎に1,000円加算 【交付上限額】 500,000円 ※前期後期の2回で各500,000円	①すべて納期内に完納 ⇒納期内完納額の3.0% ②納期内に未納の月がある ⇒納期内完納額の2.5% ③加算額を伴う増額更生 ⇒納期内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0% （令和7年度以降は2.5%） 【交付上限額】 2,000,000円	納期内納入額の3.0% （令和7年度以降は2.5%） 【交付上限額】 2,000,000円	納期内納入額の2.5% 【交付上限額】 500,000円

参考資料３

市町村への交付金試算額

税収を42億円と仮定し、市町村への配分のうち80%を宿泊者数、20%を旅行者数で配分した場合に、令和4年千葉県観光入込調査報告書の観光入込客数及び宿泊客数に基づき試算
※千円未満は四捨五入

この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、必ずしもこの金額が交付されるものではありません

団体名	交付金試算額（円）	団体名	交付金試算額（円）
千葉市	155,641,000	八街市	2,644,000
銚子市	12,314,000	印西市	1,836,000
市川市	14,287,000	白井市	920,000
船橋市	5,702,000	富里市	1,478,000
館山市	26,721,000	南房総市	34,735,000
木更津市	57,451,000	匝瑳市	1,510,000
松戸市	7,497,000	香取市	16,283,000
野田市	5,363,000	山武市	5,432,000
茂原市	4,514,000	いすみ市	1,789,000
成田市	102,264,000	大網白里市	395,000
佐倉市	7,684,000	酒々井町	8,707,000
東金市	3,762,000	栄町	442,000
旭市	9,752,000	神崎町	1,220,000
習志野市	3,018,000	多古町	1,638,000
柏市	34,807,000	東庄町	339,000
勝浦市	14,317,000	九十九里町	5,129,000
市原市	29,010,000	芝山町	896,000
流山市	1,844,000	横芝光町	1,754,000
八千代市	1,538,000	一宮町	3,464,000
我孫子市	3,203,000	睦沢町	818,000
鴨川市	46,296,000	長生村	923,000
鎌ヶ谷市	3,193,000	白子町	9,149,000
君津市	13,680,000	長柄町	3,594,000
富津市	6,871,000	長南町	1,006,000
浦安市	352,172,000	大多喜町	3,892,000
四街道市	148,000	御宿町	6,058,000
袖ケ浦市	4,098,000	鋸南町	6,802,000
		合計	1,050,000,000

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11　総税企　第179号　各道府県　道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1　法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1．処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

(1)　国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

(2)　地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2．基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

(1)　「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

(2)　「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

(3)　「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11　総税企　第179号　各道府県　道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5　法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

(4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

宿泊税のイメージ

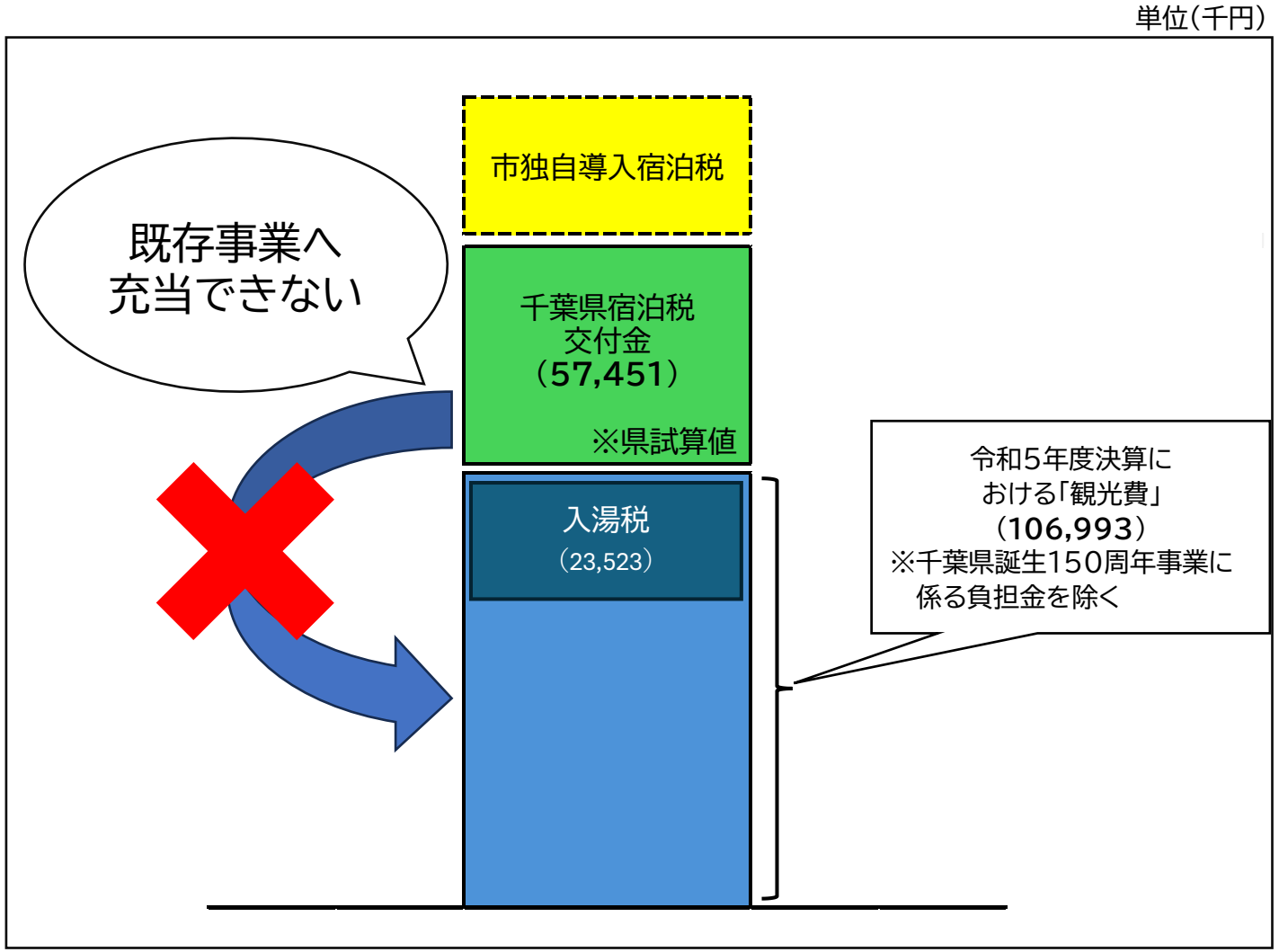

〈千葉県宿泊税交付金の要件〉

基本的な要件	活用が認められない事例
①導入以降、新たに行う事業であること	・**一般財源の置き換え**（例：職員の人件費への充当） ・**既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合** （例：地元の祭りの単純な規模の拡大） ※拡充部分に新規性がある場合は、拡充部分に活用可能
②県全体の観光振興に資する事業であること	・**旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当** （例：オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応）
③他に充当可能な財源が見込まれないこと	・**財源の例：地方債、国・県の補助金、基金、その他特定財源　等**

交付金の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することも可能。